

人口問題研究所の機構改革

昭和38年4月1日付をもって厚生省人口問題研究所の機構改革が行なわれた。それに関する厚生省令は次のごとくである。

◎厚生省令第11号

厚生省設置法（昭和24年法律第151号）第16条第3項、第18条第3項、第21条第2項及び第5項、第22条第2項及び第5項、第23条の2第2項、第23条の3第3項並びに第24条第3項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、厚生省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和38年4月1日

厚生大臣 西 村 英 一

厚生省組織規程の一部を改正する省令

厚生省組織規程（昭和27年厚生省令第41号）の一部を次のように改正する。

目次中（中略）、「人口問題研究所（第1条の8―第8条の2）」を「人口問題研究所（第2条―第8条）」に、（中略）改める。

（中 略）

第4条を削り、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（内 部 組 織）

第3条 人口問題研究所に、庶務課及び資料課並びに次の3部を置く。

人 口 政 策 部

人 口 移 動 部

人 口 資 質 部

第5条から第8条までを次のように改める。

（資 料 課）

第5条 資料課においては、人口問題に関する資料の収集、解析、管理及び編集に関することをつかさどる。

（人口政策部の分科及び事務）

第6条 人口政策部に、政策科及び推計科を置く。

2 政策科においては、人口政策及び人口理論の調査研究並びに所につかさどる調査研究についての総合的企画及び連絡調整に関することをつかさどる。

3 推計科においては、人口推計及び人口動向の調査研究に関することをつかさどる。

（人口移動部の分科及び事務）

第7条 人口移動部に、移動科及び分布科を置く。

2 移動科においては、人口移動の調査研究に関することをつかさどる。

3 分布科においては、人口地域分布の調査研究に関することをつかさどる。

（人口資質部の分科及び事務）

第8条 人口資質部に、資質科及び能力科を置く。

2 資質科においては、人口資質の調査研究に関することをつかさどる。

3 能力科においては、人間能力と環境との関連の調査研究に関することをつかさどる。

第8条の2を削る。

（以下省略）